法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

王政復古史観と旧藩史観・藩閥史観

著者	大久保 利謙
出版者	法政大学史学会
雑誌名	法政史学
巻	12
ページ	4-24
発行年	1959-10-10
URL	http://hdl.handle.net/10114/11179

政復古史觀と旧藩史観 藩閥史観

保 利 謙

の廃止、 たので、 何よりもこれを合理化する名目が必要であった。そういう必要から、 り、それにたいして幕府側からは末期的あがきの抵抗があったから、 その点においてたしかに一つの解釈であった。しかしここにいたるまでには公武合体から倒幕への急角度の 転 回 が あ 代王政の回復とする見方が、 明 治維新を、 政治性があったことは、 この王政復古史観が新政権の成立当初、 「王政復古、 幕府に代って天皇の政府が成立した政治的の変革であったと解釈し、それをもって武家政治の廃絶、 国威挽回」の宣言による王政復古の型態をとり、 いわゆる王政復古史観である。この解釈は、慶応三年十二月の政変が、 つぎに引用する堺利彦、羽仁五郎両氏の論文が指摘したとおりである。 その側から強調されたのは当然であった。そこにこの史観が発生する 倒幕を王政復古として世論に訴える工作がなされ 新政権の側も倒幕をひろく確認させるためには、 天皇親政を標榜した事実を根拠とするもので、 摂関ならびに幕府

復古史観の分析にはこの理由を解明することが何よりも必要なのである。この小論はこのような問題にかんする若干の した明治政権の絶対性の根拠もそこにあるというイデオロギーとなった。かくてこの維新史観は国定的となり、 王政が正しい在り方で武家政治は一時の変態であり、明治維新はこれを正しい姿に回復したもので、 史的基礎を説明する理論のごとくなっていた。かくて維新政変の合理化理論からすすんで、さらに日本の政体は、 ところが、この王政復古史観は、 だしも生存をつづけた。それが国定説となり、 明治政権が確立した後も、 ながく生存をつづけたのには、それだけの理由があったわけで、 政府側によってつよく支持され、 あたかも明治政権の歴 それによって成立

政復古史観と旧藩史観・

藩閥史観

(大久保

考察の試論である

雑誌が 詮索は とりあげ ジ さてこ 3 アの 別の ற் て考察をすすめることとする。 時期 維新 機会とし、 \pm 政復古史観にたい 派 明 0 治 編 経済的に見た維新前 維 纂によるものであっ ともかくそれ 新 0 再検討 して、 が堺 を特輯したこと自体、 は これは大正 K ľ 後の社会」で示されたものである。 た。 よっ めて客観 「中央公論」「改造」とならぶデモクラシー てこの時 十年 的 な評価をくだしたのは堺 期 維新史研究史上注目すべきことであった。 月、 15 提 雑誌「解放」の特輯 出されたことに 解放 意味 利 彦あたりで 明 から は大正 治維 あ る。 新 八年の はなか そこでこ 0 0 陣 新 営であ 研究 創刊に 0 その執筆者や内容 たろうか。 に 5 堺 寄稿し たか かか 利 5 n, 発言を た

をみるとそ

n

か

感

心じら

ñ

る

から 出し ば たとい 下層者 の府は の実質は たわ 形 は 徳川 づかみであ 式 う説明で、 平民日本史」 幕府が E W 者とし 史観に 封建 政復古に はい である」と規定 まだ別に在ると云はね あって、 るが、 仆 かにも王政復古であるが、 制 今日 n 種 度 ると、 <u>ځ</u> 実質 て王政 の廃絶を意味 は相違ない 巨下級武 K の立 を書く希望のあることを述べ 維新の革命のブルジ からみると当然のことであるが、 0) (は諸雄 が 一場があることを説き、 可能性をあげ、 Ļ よほど学問的でありまた多く 復古したので 士史観、 が、 それから 藩 ばならぬ事になる」としてこれから論をすすめている。 するも I 対| 矢張 何外交上の観察、 のでは 幕 É り諸藩の武力を背景とする武土階級の政治であった」とし、 しかし 3 ある。 府 さらに外交上からの観察と財政上からの観察があることを指摘し 政復古史権 ア的性質を少しばかり論じて見る」というのがこの 0) なか 争闘だと云うの 新政府を成立せしめた実力は薩 更にそれを社会的に見れば封建制度が まず王政復古史観をとり てまず維新史だけでもやっ 2 た に分析をくわえて、 田財政 、の洞察 堺はこれをとくに説明 これ と同 力があると評価 上の観察の五種 は大政奉還・ じように、 それ á げ 諸雄藩 んてい から 7 0 L 王政復 維新 た。 みた 解 長その他雄藩の 上代の王 釈 る の革 を列挙して、 以上のごとく堺 0) l, としい 古は封建 崩 革命を政権 新運 まづ「下級武士」 政(天皇親政)に 壊して四 そこで「王 動は 制 武力であ 論文の目標であ その序論として「 外 度の 移 それ 民平等の 面 動 否定 政 ·0) 政復古は 0 現象で 批判をく 0 復古したこと 7 上 史観 たから 新 復 では か 古 社 あ (堺は 見 ほ -面 か 現 6 7 0) は

る

て一応の位置づけをしたことが注目され ここで王政復古史観そのものについてはとくに分析はされていない。 とくに大正十年という時点において、 る。 社会主義陣営から発言されたこと大きな意味があり、 そういう意味でこの堺論文は今日の明治史研究からみて古典的意義をも しか しそれ に明確な客観的規定 内容的にはまだ著者自

身でじゅうぶん解決され

てい

いなかっ

たとしても、

重要な問題提起であ

っった。

和 の問題! 紹介してある。 前のことである。この『維新史の新研究』はひとつの清算明治維新史研究である」として堺論文の内容をかなり詳 「『維新史の新研究』 0 昭和三年十月創刊された雑誌 唯物史観維新史へとつながり、 提起を継承して、 これについで翌四年には、 (ブルジョアの維新)という短篇が堺利彦氏によって雑誌 六種の型をそれぞれ成立の契機によって発生史的に整理の意義づけた。このように堺論 「新興科学の旗のもとに」に載った羽仁五郎氏の「 新しい維新史研究を予告する開拓者的意義をもっている。 史学会編 明治維新史研究」に「明治維新史解釈の変遷」を発表し、 清算明 解放』に発表され 治維新史研究」 たの はその は お よそ十年 堺論文 文は昭 冒 頭

それであった。 主義論に対立する意味のものではなく、 にみゆる) 文の力点は、 などの社会革命論 しかしまぎれもなくマルキシ 明治維新を社会的な革命と見るにあるが、 とは質的にちが この両説以前の段階における、 ズムの社会革命論をふまえている点で、 1; また、 大正期に流行した本庄栄治郎氏らの社会経済史派 その ブルジョア革命論 つまり王政復古史観以下の諸 明治中期の竹越与三 は今日論 識談され 見解 てい 郎 批 るような絶対 ٤ 0 明 L て

史論とも立場を異にしている。

会へと社会的 てもっぱら政治史的解釈がとられ、 維新史観には明 ?の大きな変動があったことが着目され社会的な革命とする見解がでた。明治中期の竹越与三郎の「新日本 治以来さまざまな見解があり、 とくに王政復古史観が強調された。 はじめは眼前に展開され しかしやがてその基底には た現実の政治 的変動が 封建 メル クマ 制 かっ ら近 ル 代社 とな

治初年の太政官制

は

王政復古宣言によって形成され、

制度的には古代官制の復活であっ

たが実質的

には

政復古史観

旧

藩史網

藩閥

史観

しても ても 子細 釈の立場によるさまざまなバ にみるとかなり微妙なニュ 躯 である。 この 政治 的 ラエテイー アン と社会的 スの 相 がある。 ٤ は解釈 違 が ある。 支配層の立場と在野 0 角度 の 相違 による二大類型であるが、 的のそれであり、 さらに支配層 さらに各 類 の立 型 内に お

\$ によって強調され、 ことが いうまでもなかろう。 何等それ されていた「王政復古」史観にたいする、 まず王 的 その後の明治維新史論にも継承されている。 新史解釈は学問上ではすでに克服されてしまったものとみてよい。 を継承された王政復古史観に対する批判が随所に繰りかえされているから、 に附言するものではない。 政復古史観であるが、 羽仁両氏によって大正昭 学問的研究にもその圧力が及んでいた。 この小論はその試みの一 それが維 しかし王政復古史観は、 和初期に指摘された。 新政権の成立にともなって、 大正期のデモクラシー精神から発せられた批判であって、 端である。 たとえば最近刊行された歴史学研究会の そこでなおこの史観について史学史的考察が必要なこと 明治初 この指摘は、 期以降ながく明治維 新政権のイデオロ 明治 もとよりそれは当然であって、 政権 によっ たんなる、 新 ギーとして発生した て絶対的な事実とし の国定的 「明治維新史研究講 また観念的 解 釈とし 7 の批 この な王政 \$ 判 て観念化 0 であ 政府側 小論 座 0

るが、 省系 る。 の見解である。 史局の編纂 そこでこの史観を発生期的にみると、そこにいくつかの系統が見出される。 これ の二系統 は王 の二系統 、物にあらわれた明治維新の解釈をさし、宮内省系とは、 政復古史観 K わ 官は王 てみた 時期 の考察にあたってまず明確 的 一政復古によって再興され 10 に前後 太政官系とは、 その結果政治情勢の 明治二年四 た中央官庁であり、 にしておく必要のあることなのであ |月の、 転回によってその 六国史継承 明治十六年以降同 宮内省はその管下の一 0 間 これを私 修史の詔 には、 省 る。 旨編纂局 勅 か は大づか なり K ょ 省で、 立 が 7 みに、 場 7 編纂し 0 おこされ 相違が 同じく官庁ではあ た「大政紀要 太政官系 た太政官修 と宮内

的 とにお あ ŋ ・ ける修史事業も律令制の復活を契機としつつも六国史そのままの継 すなわ 面 には古代 ち封建 的 な修 体制を近代化 史事 業の 性格を受けついでおったこともみのが する途上 0 いわ がば過 渡的な統 政権 0) せな 承 型 では 態 心であ 1, ので、 ありえない ٠, た。 明治八 そこ のは当然であ でこの 年 明

史局

も見落せないことで、つまり「大政紀要」とは、時期的に一期早いのである。 完成は明治二十二年であったが、最初に着手されたのはそれよりはるか以前の明治五年、 ばよい。「復古記」は、今日考られるような歴史書ではなく王政復古の記録なのである。 書を評価するうえに重要なことである。しかし編纂物としては、あくまで六国史式の実録であることを忘れてはならな だ復古記という名称と、慶応三年十月の大政奉還から翌明治元年十月の東征大総督の解任をもって結末とし、 維新史のごとくみられているが、内容をみてもわかるように実際には六国史的な官庁記録の編纂であるにすぎな つまり六国史継承という大事業の遂行にあたって、まづ当面的に必要とする維新期の部分を急いで編纂したとみれ 中国唐代の史館にならった太政官直属の記録編纂所であった。この修史局で六国史継承の傍らに明治維新の記録も 東山道戦記等の戊辰戦記をもってした構想にこの書が「復古」をどう解釈していたかがわかる。 これが 「復古記」 とその副産物である 「明治史要」であった。「復古記」は最初の官撰明 しかして、この「復古記」の 修史局新設以前であったこと これはこの 配するに

政」の回復は、 権の勝利感にあふれた自己確認の記録であったとすれば、この官内省系は、それが立憲制へと前進をはじめた時期に 憲法の制定、 歴史的に跡づけて王政復古を歴史的基礎において確認せしめようとするものであった。この企図の目的は要するに明 経過については前掲別稿にやや詳しく述べておいたが、編纂の企劃は「本邦ノ政史ヲ編纂センニハ、先ヅ歴朝大権(天皇 政変に際して、欽定憲法の構想が確定し、伊藤博文を中心にその起草が着手されんとした時点である。その由来お 宮内省中に新たに編纂局が設けられ、岩倉みずから総裁となって編纂されたものである。この十六年は、前々十四 意図において、全くといっていいほど異っている。この書は太政官系におくれて明治十六年に岩倉具視の発意によって はなはだしく不満なわけで、これを言外にもらしさえしている。岩倉の胸中には苦闘の結果ようやく達成した「王(5) ぎに「大政紀要」のほうは、同じく王政復古史観であっても、太政官系とは、その成立の契機において、(4) ノ所在変遷ヲ敍シ、一目ニシテ治乱ノ由ル所ヲ鑑識セシムベシ」とあるように、「王政」の根源である天皇大権 国会開設を前にした岩倉の保守工作の一翼をなすものであった。すなわち太政官系が王政復古当時の新 の保守政策の まや立憲制への進展によって再び危機にさらされていた。この耐えがたい憂慮の危機感が、この「大 維新史観であったといえよう。 とするとその発意者岩倉として、 太政官系の またその

復

I 史 観

と旧

藩史

如

藩

間史観

(大久保

大政紀要」こそ、 0 編 とな まさし ったのにほか うく明 治の ならなか 天皇制 0 の維新史観であるという対比がなされても たのである。 してみると「 復古記」は六国史式の王政復古の記 い と思わ n

٤ H 未曽有ノ きものである。 あまり学問的なものとはいえな 胚胎 本は本来王 いう図式 大政紀要」は岩倉の死によっ 変態ヲ国勢ニ 端緒 が定型化されてい 政 であ 明治 ラ外国 のったが、 維 新に 及ボシタリ。 来航 ついては「 る。 二啓井、 時 政 が て流産し、 権 今其由テ来ル所ノ縁由ヲ稽フルニ蓋シ我邦ニ特有セル国体名分ノ儀漸ク士論ニ起ル 明治維 が武家に移ったのはあくまで変態で、 編者の意図はそれによって明らかで、 而シテ上下ノ耳目、 新ノ業ハ、文治以来七百年ノ因襲 わずかに総論だけが宮内省で刊行され、 宇内ノ形成ニ慣ルルニ大成ス」 明治維新によってそれが本来の姿に復した 言にして ノ跡ヲ破リテ王政ノ古ニ復シ、 今日は い えば (下編総論) ほとんど忘れられ 「欽定日本史」というべ ح 併テ振古 7 ここに る

0 稍 時 ٤ 民 玉 表現であっ かい 勝利 一人心ニ滲シ、 権派の、 一約憲法論と対決すると、 この 読してわかるのであるが、 一時大ニ 図式 国会請願者 以は、 調 た。 ヲ排セ 天皇大権をめぐる対立であった。 風俗 L て民権 明治八年の政変を契機として、 まさしく岩倉的天皇親政論、 此間 ヨヲ紊 ンコトヲ図 ノ社ヲ結ビ党ヲ集ムルヤ、 ル。 縉 派 K 紳学者又往 たい 老成著実ノ人深ク之ヲ憂ヒ、 急速に欽定憲法制 IJ してきびしい筆誅をくわえてい それはまさしくこの書が編纂された明 暗二保守 一々急進 漸 ノ弊ヲ悟テ標的 誘嚇多端、 立憲制 進 定の身構えをかため 「大政紀要」 政府部内の漸進主義は立憲制 和 合スルノ勢ヲ生ズ」そして「去歳(十四年)十月ノ韶下テ、 による天皇大権 間 王宝ヲ尊ビ国体ヲ重ンズル者憤テ之ヲ疾ミ、 ア漸進 は、 K 国体ヲ蔑視シ、 る。 明治十 た。 保守ニ樹テ、 0 これが明治十二、 四 治十六年前後における天皇政府 制 年の 約 を極度に恐怖する保守的天 倫理ヲ顧ミサルモ 政変前後の民権 への前進を踏みだしていた 以テ社会ヲ誘クモノアリ」と、 + = 派 十四 K 対し ア 年 IJ て口 期 を襲 遂ニ同感相投ジ 皇制論 が、 をきわ 無識 お 5 民権 であ た危機 ノ徒 る政 進 運 ること 相 7

を 意 味をもつものであり、 要するに、 維新史観 この「大政紀要」は、 0 1 デオロ したがってまたこの ーギー が 明治の新しい天皇制確立期における政府 応打ちたてられたとみることができる。 大政紀要」 によって、 明治憲法の 部内の そこで今日のい 制定を前にして復古的な天皇大権 危機意識を測定しうる資料 わゆる王政復古史観 -

護の維新史観であると解すべきであると思われる。 たんたる王政復古を標榜する政治史観ではなく、このような天皇制の危機意識によって醸成された天皇制

ていった。これはある意味で、古代史学の本筋を発展せせめたものであったといえよう。 してアカデミズム化し、 これにたいして太政官系のほうはどうなったか。これは周知のごとく修史局が明治十年に修史館となり、考証史学と 明治十八年の太政官制の廃止によって帝国大学へ移管されて官学アカデミズム史学へと展開し

古史ともみられるもので、 「大政紀要」の流産後、 (明治三十九年刊)の編纂となった。 この うち とくに「岩倉公実記」は、 岩倉を中心とした欽定王政復 ある意味で「大政紀要」を受けた注目すべき作品であったといえよう。 別に「孝明天皇紀」(明治三十九年刊)、「三条実美公年譜」(明治三十二年刊)、

藩」史観と、「下級武士」史観の二史観であるとしている。 王政復古史観についで、堺論文も羽仁論文も「諸雄藩による改革」と「下級武士による改革」の型態をあげて 諸雄

或 張せられたることさへ出来たのである。かくて『薩長土肥』史観は、薩長土肥諸藩及び、 復古史観と共存し、王政復古史観が現実的意義を消失した後には「明治年間の政治経済に於ける薩長等の藩閥の支配 だのである。つまり政治過程の認識における重点のおき方の相違である。「諸雄藩」史観は羽仁氏によるとはじめ王政 ら た時代社会として現れて居るのである。明治維新が遂行せられ、 の情勢は一変して、藩論、藩主は後退し、下級武士が進出して、 諸雄藩といっても実際の改革の担い手は、有為な人村の下級武士であったから、そこに「下級武士」史観がでてくると った。これがやがて中央官僚へと生長していくのである。こうした政治過程の推移が、上記のような二つの解釈を生ん 《は擁護的に、或は襲撃的の差こそあれ、それぞれ必然的に主張せられ妥当せしめられたのである。」 ところで、諸藩、この両者の勢力が現実的である時代社会を地盤として、かかる時代社会に於いてまたその存続した間にお 羽仁氏の論文によると「諸雄藩」史観は、 つまり幕末の下級武士の討幕運動は、原則として、藩主の手先という形で行われていたが、維新後となると、こ 「諸雄藩、そして特に薩長による政治改革」と規定されている。ところが(6) なかば中央政府の官僚と化しその実権をにぎるにいた 明治時代のあるは薩長諸藩の故であると議政壇上に主 此等の諸藩と対立する会津其 ところで、この

治

で以下史談会の

成立

一の由来に

0

l,

て検討

こてみたい。

TL

年月に

結

成され

10

旧

0

連合による

末維新

史調

団体

0

0

史談の

会の

ような

顧 0

趣味

0) である。

\$

0)

た

は 限 側 0 立 場に 治史観は た つものであ 藩 史観 王政 は 復古 ٠-> た 薩 史観 から、 長 土 萉 とこ この二型態 史観 0 藩閥 である 史観 が 明治維 によ かっ 5 て代 新 政治史観の二 表され 史観とよんでもい るのである。 一大類 型 で あ た いことになる。 L 5 た か 方は 氏 天 皇政 0 K よる

独立し があ れた旧 心 部 0 するにい K 1, 旧 意味 うの なけれ よっ とし 0 0 そこで 旧 旧 か 「家臣 7 た維 が は 藩 たった。 ばならな 分 ・やがて 主 あ それと平行して藩閥に圧倒された 府 この二大類型に こと呼 言この つて確 った。 裂 を中 旧大名 側の幕末史論としては、 新史観 た to 新 を ž i 立 政 が版籍奉還によって知藩 旧大名の余光 で 二十代年の である。 K L から 権 各 旧臣 旧藩」という言葉を説明 おく 1, たとみ の座 に対立するにい 脜 た 藩を単 (この名称は 当 と称 定 藩閥勢力はこの 初 L 6 然明治の十 頭に n 位 ï て、 がまだ一部に残存 いたもの とし る た。 旧 明治二十年代 なおさまざまな傍系的 カン この 5 て 薩藩関係を中心とし たった。 必ずしも 郷 年代を終る頃となる。 であるか この 友会などが結ばれ 旧藩関係 事となっ ĺ 旧藩 旧藩 てお 旧 そこでこの 好適でな んら、 主 側 に出 藩史観も、 した時代の標語で、 たからで、 から育 かなければ た福 ٤ の幕末維新史観があ 藩閥史観と旧藩史観 が な維 旧 って、 旧 地 7 臣 源 組 藩史観の ほ 新 私もこの語を聞 なら 成された史談会がまさにそれに該当するのである。 ぼその線に添 他に適当 それ の世 郎 史観があることも論をま わ た。 かのコ ゆる藩 ない。 形成 界がここでいう「旧 旧大名を が中央政 幕府衰亡論」等、 なものが 旧 は同 この言葉は明 閥 0 -> た。 時 政 0 じ土壌・ 史観 て形成され、 期を考えると、 権 いた記憶がある)と呼び、 これ は明 旧藩 ts として確立するににい とは、 1, 主 を藩閥 治十 から 0) 治 6 藩ない たなな 時代に かく 島 発生しつ まずこ 「旧知事公」 田三 史観と対比 対抗 呼 郎 のよう し「旧藩関 部 h 諸 代 礎 6 0 お 雄 から 0 で慣用 रें せし 藩閥勢 たっ な旧 開 藩 1, すえら 政治情勢 その傘下の 国 た K 係」であ 旧 され T 2 始 ょ 関係 末 7 力 旧 知 0 7 事 た特殊 藩 表面化 0 0 など 展 を中 倒さ か 6 ٤

復古史 昭 観 和 と旧藩 まで長期間 史 剣 存 藩閥 続 **於史観** 阴 (大久保 治末以 降 12 文字通り 故

あり、 料の交換等を目的に毎月集会する話がまとまり、その結果この史談会の結成となった。薩藩が中心でこれにまず長州、 ということからさらに宮内省に運動して、 陣容で発足したが維新史の調査となると全般的な見通しが必要で「区域窄少に流るるときは為めに偏見偏思に陥るの嫌 土佐と水戸 実美の伝記調査員と『岩倉公実記』の編者多田好門その他山本復一、城多薫等と合流して、 宮内省から島津忠義、 当時は特色ある団体で、 となって、 宮内次官吉井友実等の薩摩出身者の賛同をえた結果その設立となったのである。この特命を機会に宮内省中の三条 これが史談会設立の原動力であったが、さらにその由来をたずねると島津家、 久光は明治二十年十二月に七十一歳で没したが、その遺命によって島津家の編輯員市来四郎と甥の寺師宗徳が中 (fi) 故に維新の大業は国家一革新の偉業と見做し、 :藩二於テ国事ニ鞅掌セシ始末詳細取調三ケ年ヲ期シ編製可致」という達が下され、一ケ年千円ずつの補助 松平春嶽、 、家がくわわり、さらに岩倉、 伊達宗城その他幕末の薩藩と交渉が深かった諸大名家の間を熱心に奔走し、 毛利元徳、山内豊景、 幕末維新史研究上に特殊の役割をした。 三条の両家を合流しているからまず討幕派ないし王政復古派である。 徳川家達、 徳川篤敬(水戸家)にたいして「嘉永癸丑以来明治辛未(四年)ニ至ル 交互胸襟を開て其実勢を明にし、 後世の謬説を絶つに若か ず」 浅野長勲、徳川義礼(尾張)、 松平容大(会津)、 「史談会設立顕末」によると、(8) とくに島津久光から出 各家が互に気脈を通じて材 その前二十一年七月に 傍ら官辺 松平定敬(桑 要路者 そうい るのであ 費が 5

御料局 から 以前、 族が共同してこの議を宮内省に建議することを要望した。これから運動は連年つづけられ、 四月には て史料の編輯を大成せしめる計画をたて、 たいするものと少しく内容がちごう。やはりさきの四家の中心である)。 ついで宮内省に編纂局を設け、 名)の六家にも達を下して国事関係の史料で当時機密にぞくしたものも取捨せずそのまま提出せしめた。 長官) 復古記編 島津家の寺師宗徳が「歴史編纂局設立ヲ必要トスル 治二十一年からおこっているので、その年五月に島津家編輯員 も一役をかって奔走し、二十二年十二月宮内大臣土方久元宛に長文の意見書を提出、 |纂ヲ乞フノ議」が各方面の要路者に提出されている。 宮内省にむかってしげしげと運動をしている。この運動はすでに史談会設立 ノ議」を伊達宗城、 また宮内省への運動には品川弥次郎 (市来四郎、 池田茂政 寺師宗徳)並に三条岩倉伝 (岡山) 「明治中興史」編纂のくわ などに提出して、 さらにその 諸家を統合し (当時宮内 (前提四家に 編纂

Ŧ

政復古史観と旧藩史観

灌閥史観

うに明治二十年代に、この旧藩関係者の維新史調 って少し、島津久光の維新史観について述べなければならな 貴衆両院にも請願の提出となった。 査 その顚末に 0 運動は急速に ついては前掲 行 われたが、 史談会設立顚末」にゆずっ この史談会の成立の由来につい ておく。 ては遡 この

たる数年間 いた王政復古の雄藩代表であったことは改めて説明するまでもな 島津久光は安政五年、 事実上薩摩藩の藩主としてはなばなしい活躍をした。 兄島津斉彬の死後、 その遺命を托されて、 幼 西 藩主島津忠義の後見となり、 [郷隆盛、 大久保利通などの討幕派 幕 末 か の中心人物を 6 王 政 古に

る久光の 久光の特殊な立 しかし 政治的地位は他の旧大名とくらべ特殊なものがあった。ここでその詳細を述べる余裕はな 維新 後になると他の諸雄藩の大名と同様にその政治的地位が一躍逆転し 一場が重要な契機となっているので、 その限りに少しく指摘 L なければならな たが、 旧薩藩の余勢からその後にお 本問題にはこ

は不参、 ともに **薩長之議論ヲ本にし云々」と考え、まず久光の東京引出を策して二年二月と三年一月の二回にわたり、** 治二月の版籍奉 局にそれだけの圧力をもっていたので、 西郷隆盛などと依然藩 任ぜられ、 久光は維新当初はなお中央政府にとって隠然対抗的な立場をもち、 勅使を派遣し 忠義が代って上京した。 翌七年四月には左大臣となった。異常な優遇ぶりである。 環問題に直面すると、 ている。 地 におったことは、 三年には岩倉勅使、 ついで五年には天皇の鹿児島行幸となり、 岩倉具視るその処理にあたってこの問題を「諸侯之御下問被為在御治定、 これが藩主の側では久光、藩士側では西郷によって代表されてい 当時の中央政府にとって神経の種 大久保随行という大がかりなものであったが、 したがって彼が明治元年以降、 であ 六年には久光もようやく上京して内閣 った。 薩摩藩改めて鹿児島藩 西郷のみ上京して久光 わざわざ長州 忠義、 た。 とくに は中央政 士

建大名に通じた心理であったろうが、 提出した。 このような政府の考慮も、 さらに「外国交際は止むを得ざるに出でると雖、 さらに左大臣となるとこの傾向は拍車をかけられ時勢に逆行する度をましていく。 定派制 殿様気質の久光には不快の種であった。 |厳||容貌||事」、「謹||外国交際||審可\弁||彼我之分||事」|以下十四ヶ条の反動的な意見書を 雄藩の久光という自負がこれに輪をか 猶彼我の弁に於ては之を厳明にし」などのきびしい限定を この心理はわかることである。 けた。 明治 五年の天皇行幸に 明治七年五月、 7

岩倉具視とともに太政大臣三条実美の邸に会した際に申出た二十ケ条の詰問のごときは、 題をきっ 視した態度であるが、 I南戦 かけに太政大臣三 一争の際には西郷と通謀して不軌をはかったとさえ疑われた。 これも久光心中のやるなき不満のあらわれとみられる。 条実美を弾がいして左大臣を辞し、 故山に帰 臥してしまった。 かくて八年には各省の卿と参議 これ以後再び上京し あまりにも時代の進歩を白眼 てい の分離問 な

これが久光そして雄藩大名の華やかな活躍期であった幕末史を回顧せしめたのであった。 お い過去の栄光に求められた。彼の胸中を去来したのはやはり兄斉彬の威望を受けついだ雄藩主としてのそれであった。 以上の略記 K よって維新後における久光の動向や思想はわかると思う。この限りない憂愁をはらす拠りどころはいき

内 末史調査の意図がようやく軌道に乗ったところに久光の死となった。 寺師宗徳とともに東郷家令と「島津家国事鞅掌録」 家家令東郷重持から改めて 「順聖公 五年には一切の なショッ 会をえて斉彬 自敍伝にくわしく書いている。以下それを材料として述べてみる。市来は明治十年西南戦争ここで久光の幕末への郷愁が問題となる。この久光の幕末回顧には市来四郎が参劃してお 外が開 「政風らが相談に与っている(内田は家老格の人、 への思慕がつのったのも思いやられることである。 纂に専心することとなった。 クであったろう。 始した。 0) 世事をなげうって文筆に専心する決心して斉彬の事蹟調査をはじめるにい 事績編集の命を受けた。これがそもそもの発端である。 十九年には市来は島津忠義に随行し これは自己の不満が、 (斉彬) このあたりが島津家 御言行録」 西郷らによって目の前で爆発したことであった。 編纂のことを議した。これには岩下方平、 その他 て琉球に赴いて関係史料の採訪をしている。 の編纂を依頼され、 しかしこのときはまだ市来の身辺も平穏でなかったが、 編輯所のそもそもの起源 いずれも薩藩閥以外の人々である)。 西南戦争と西郷の死は これからもっぱら島津家の であろう。 たった。 るので、 の渦中で久光に接触 伊地知貞馨 十八年には上京し、 たしかに久光にとり大き これで島津家の家史 この このように久光の幕 このときその胸中に その 年二月には島津 顕末を市 託によってそ 黒田 清綱 明 する機 来

五

年五月には島津忠義、 会は運動をすすめて明治二十三年九月には宮内省に乞うて馬場先門内旧元老院跡に一室を設けた。 同忠済、 伊達宗城、 池田茂政、 黒田長成、 鍋島直大、 蜂須賀茂昭の旧大名が連署して宮内大臣土 PL

王政復古史観

٤

旧藩史

観

藩閥

史観

(大久保

史

へということになるのである。

方久光にあて

規則 記録」 るが、 旧大名、 長として(会長欠) 某等力編 n と建議して、 という意味であろう。この頃から伊達宗城などの は会員の大拡張をはかって、 による近世 がクモ ヲ設ケ、 前略)明治中 翌二十五年一月には史談会の機構を一 言ヲ俟 の刊行を開始した。 内 薩長その他 ス 職員 ヲ降 の時期は 皇族を総裁とし宮内省直属のもとに 3 ル ザ 所 ヲ置キ、 ル 興 サ 唯 ナリ……今某等熟議 0 V 前 其 御偉業タル先帝夙夜叡慮ヲ悩 要人が名をつらねた。 幹事長に金子堅太郎、 嘉永癸丑以 編を孝明天皇の降誕の天保二年より慶応三年まで、 以上で史談会の体制もほぼ整 家ノ経歴シタル事実ヲ収集訂正シ録上スルニ過キ 皇族ヲシテ之ヲ総裁セシメ、 旧大名全部に呼び 来明 治辛未 ノ上茲ニ左 このとき編輯方針も一応定められて、 段と拡張して会長副会長以下の職制を定め、 幹事には島津家の寺師宗徳以下各家の編輯員があげられた。 = 至ル かけ、 旧大名がこの運動に熱心な動きをみせているのも注目すべきことで 明治中興史」 1 マ 7 意見ヲ建言ス、 テ旧 セラレタル結果ニシテ……陛下 重キヲ天下ニ示シ、 その全部を網羅する大組織とした。 ったのであるが、 各藩 た「史談会速記録」 Ξ 0 於テ国事 編纂を建議 日ク宮内省中ニ明治中興史編輯局 = 「明治中興史」の編纂のごときは 鞅掌 聖意ノ在 ザ 後編を明治元年より四年までとした。 した。 V を発刊する程度であっ 13 セ 固 ル 「近世歴史綱 これは明治維新が建武中興を継 ル 聖 ヨリ皇朝ト 実跡ヲ録シテ上ラシ 弱叡 所ヲ知ラシゾ」 伊達宗城と蜂須賀茂昭 慮ヲ此 さらに七月から「史談会速 領 大歴史ト為スニ足ラ 留 を印 云 メサ ヲ設立 名誉員とし 刷 給 セ たが、 ラレ シー定ノ 直 を副

期 手されなかっ どころを審閥政府の外に立つ宮内省に求めたこと、 そこで少しくこの会の性格を考察してみると、 集中され たから結局実績としては故老の維新史談を集め たこと、 つぎに各藩な L. し各大名家を単位として、 まず幕末雄藩の薩摩が中心となり、 これらが史談会の立場で、 全体を「 国事鞅掌」 これはほ の歴史としたこと、 彼等雄藩 かならぬ「 が 政治 をリ 旧 藩 í さらにそ 関係の た 0 拠 末

する木戸孝允、 没落分子である。 藩」に対立するものは 伊藤博文、 薩藩でいえば久光にたいする大久保利通 井上馨などとの関係 1 わ ゆる 藩閥」 がそれである。 である。「 旧 藩 黒田 はこの藩閥勢力によって維新後中央政 清隆、 西郷従道など、 長州藩では毛利 か 元 5 徳に 8 ださ

五五.

5

十月二十七日、 光の敗退を見送っている。 なるへし」と書き添えている。 事無申迄乍去如尊諭此ニ至リ仕之策ハ決而無之一 岩倉具視もこの狂気じみた久光の態度にはさすがに業をにやして「今日天下大艱難大変遷時ニ際シ区々制度文物ノ是非 レタリト **ヲ千思万考スト雖ドモ今日ニ在テ決シテ改変スベカラザル者アリ、** としては久光は主人筋で、幕末以来の恩義があったから苦しい立場にあったと思われるが、しかしすでにこ の ナラシャ、 執して政局を混迷せしめた。これは要するに久光の政府にたいするいやがらせであった。立憲制にはたじろぎをみせた 「国家創業之際、 明治八年久光は左大臣の職にあったが前年来の反動的意見(とくに洋服 久光の存在は政局の障害物である以外の何物でもなかった。大久保は岩倉の尻をたたいて「扨一条実ニ不容易御大 ノ趣ナリ」(十月二十二日の条)とこともなげに書いてる。大久保の日記はだいたいこの調子であるが、さらに 大事ヲ棄却スルニ至テハ此回余カ心ヲ苦シメ慮ヲ焦シ(中略)彼ノ制度(服制、 然ル アラ左府 久光の辞表勅許については、ただ「左大臣島津久光殿 是位之難事は常といたし不申候ては大事之成功出来候者ニ無御坐候、今七八年間之有様ハ葢し如此 ;ノ聰明尚ホ慮リ此ニ及ハスシテ独リ彼ニ拘泥ス、亦時運ノ然ラシムル所カ」と激怒した。大久保今日ニ在テ決シテ改変スベカラザル者アリ、夫シ今日ノ事其急且大ナル者豈彼ノ三制度ノ如キ者 この勝負で旧藩勢力の敗北は決定した。 また彼の日記には久光の建白が却下されたときを敍して「右ノ始末ニテ払然トシテ退カ 刀両断親論之勅旨確守不可奪之根軸被相立候外無之と愚考仕候」とい 参議板垣退介依願免職」とのみで冷然と旧主久 版反対、 洋式兵制反対、太陽暦反対など) 兵制 暦制) ノ如キハ余之

の憂愁 そこでこの旧藩史観の対藩閥感情はどういうものであったか。この点を少しく検討してみると、 |を思いたったことはすでに述べたとおりである。 がいよいよ色濃くなって、 やがて西南戦争のときはまことに妙な立場に追いこまれた。その際に兄斉彬の事蹟調

たとえばえば明治二

こうして旧藩対藩閥という二つの世界が対立的に形成されたが、その時期は、ほぼ廃藩置県による専制政府の成立

久光と大久保とが永久に袂をわかった明治八年の政変ころにかけて判然としたとみてよかろう。これから島津久光

六

時

の来るを待つを可とし、

一年の島津家編輯員寺師宗徳の「 復古記編纂ヲ乞フ

精密ニ調査シ、 申 ス字句ヲ華ニセ 前略)抑慶応丁卯 有志ノ諸親王公卿諸侯士民慷慨奮起シ之ヲ輔翼経昼スル 彼我 ズ俗言俚語ト雖之ヲ更改セス、 言俚語ト雖之ヲ更改セス、当時ノ景状ヲ有リ形ノ儘、ノ記録ヲ対照シ、公平無私ノ心ヲ以テ之ヲ判断シ、 ノ王政復古タルヤ実ニ神武天皇御創 業以後未曽有ノ大事業ニシテ素ヨリ天皇陛下聖徳 ノ力尤多キニ居ル、 儘二正写シ、務メテ事実ヲ誤ラサル 無偏無党 因テ此十 直筆ヲ以テ之ヲ記載シ、 五年間 ノ事 ハ ヲ目的 事細大ト 文詞 致 ス所ト ヲ飾ラ ト為シ 無ク

が された旧藩関係の隠然とした抗議である。そこで「親王、 か としての公平、 いうので 雄藩だけの団結とせず、 らであったと解される。 ここに強調する「公平無私」「無偏無党」「有リ形 史談会の評価としては、やはり久光的の線で、対藩閥意識の産物として位置づけすべきであろう。 はない。 無党であるがこれは、 維新後二十余年、 それを中心としてあまねく全旧藩大名に呼びかけ、 しかしこういうはい うものの、史談会の「公平無私」が対藩閥の泣き言ば この際ひろく維新史料を蒐集しようとする熱意があったことも否定するのではない 暗に藩閥たけが維新の功労者でないという意味を含んでいる。 ノと儘」 公卿、諸侯、士民」の挙国勤王論となった。 (この種の表現を史談会は盛んに用いて 旧 藩の大同団結としたのもそういう意 つまり彼等に圧倒 1, 史談会が、 る かりであ とは、 った たん

が捲き起っ 斯くては今や薩長提携して二十三年の最初の帝国議会を無事に乗り切ろうとしてゐる矢先、 御門の合戦以来、 すがに伊藤博文は旧藩派の幕末について鋭敏な政治感覚をはたらかせて反対の態度を示した。 る必要もなく、 この ような旧藩残存勢力の活潑な運動にたいして藩閥勢力はどういう態度であったかというとあまり意にも介しな て政局に重大な影響を及ぼさぬとも限らぬ。 時勢に乗って隆 またその余暇もなかった。そこで史談会の運動には、 薩長の間には事々に衝突が起きている。 此度は見合せた方がよい。(※) 々とした彼等藩閥勢力者には、 維新史料の蒐集は頗る賛成だが、 維新史料の蒐集は一面に於ては薩長衝突史料の蒐集ともなる ただ現実と将来とが切実な問 あまり熱意も反対もしなかったようであるが、 題で 未だ其の時期ではない。 両者の間に面白からぬ感情 その要旨 あっ たから過去を回顧す 一遠くは蛤 2

政復古観と旧藩史観・藩閥史観 (大久保)

等は伊藤、 側も困ったらしく対策を講じているが、 は明治二十四年三月、 さすがに伊藤のするどさがみられる。 井上馨、 伊藤 が反対し、 品川弥次郎へも談判したが、 金子を招いて述べた要旨である。 時の貴族院書記官長金子堅太郎がヨーロッパから帰朝して宮内省中に国史編纂局 その際の言い分として、ことさら王政復古が「天恩の優競による」ことを強 そこで前記明治二十四年五月、 三人は「遺憾ながら力に及兼候」とつっぱねている。これには史談にこで前記明治二十四年五月、有力旧大名連署の建議運動について、 この伊藤 の反対意見は薩長藩閥政府として当然考慮すべ これには史談会 の設置

とつよく反駁している。 臣誼を蔑にするものと謂はざるべからず、 h 然るに恣に一己一身の毀誉得喪に比較して単に感情に訴へ、皇徳を表揚し奉らず、 先帝今上両陛下の 威徳を欽奉し奉り、 豈に私意の妄見にあらずや。 しかし伊藤らの反対に対しては旧大名の残存勢力では結局如何ともしがたく、 須らく其妄見を明らめ、 此等の感情を抱くものは一国の元老に於て其本務を忘れ、 併せて 元勲諸士の功徳を追褒し、 其私意を諭さざるべからと信ず。 之を往に謝し、 先人の功勲を没するを厭はざら 云(一 人 26 私 来に示すの模範な 彼等の 人にありては 運 動 は 終

調

さらに左のような藩閥攻撃をしている。

たいして一ケ年間毎月百円づつの補助費が支給されることとなって一応その目的の一部が達せられた。(タイン) っている。 かし維新史編纂そのこと自体は各方面で別に異議あるべきことではない しかし容易に宮内省のいれるところとならず、ようやく明治二十六年にいたって史談会内の また史料の散逸もしだいにはげしくなるから、 その立場や見解の如 Ļ 何に また維新二十余年ともなれば、 かかわらず、 運動 旧 としては筋が ·蹟調査 当 诵

始もたもたしたのであった。

藩史観に対立する藩閥 史談会について若干分析を試み、それが「旧藩」の対藩閥意識のもとに形成されたことを指摘した。 史観はいかなるものであった か。 かい 5 ばこの 旧

0 提出されてい 「維新革命史の反面」 の歴史的評価、 る。 竹越与三郎の「新日本史」 その批判的検討は、 (明治二六年「国民之友」掲載)などがそれである。 藩閥勢力の確立と平行してすでに明治中期にいたって在野の史論 (明治二四、 五年)、 人見一太郎の「第二之維新」 しかし藩閥自体は維新史の編纂には乗りだ (明治二十六年) 家によって 徳富蘇峯

その る。 自己の過去を れるであろう。 前年六月侯爵 明治 L ts な から 四 官制 あ 繁等 + げ 24 口 たのであ 藩閥による藩閥 られ から の薩 顧 i. 并 上馨、 これを二十年代 た。 長土 薩 か れ 長元 その る。 一の元 た。 すべて薩長 公爵 光老の肝 功 L 総裁 老が集 績 カン 史観 を維 山県有朋 る K の形成 いりで文部省内に新設され 15 明治 の史談会とくらべるとその対比はきわ 、土肥の元老であり、 は井上馨 って皇室の御下賜金をもとに 新史のうえに 0 は 末 公爵大山巖、 ま 年に だその 副総裁に金子堅太郎が 確 認 時 って、 心してお 期 その総登場 侯爵 元は 藩 た維新 限勢力 松方正 ts く必要を感じはじめ か 結 0 であ 史料 成 から た。 なり、 ĺ ようやく衰 っった。 明治· 編 た彰明会がその 伯爵田 かめて 纂会がそれ 顧問 中期 これ 中光頭、 明らかである。 た。 類 として山 0 によってこの会 期 確 であっ ここに 立期 となると、 母体となり、 伯爵土方久元、 K 藩閥 た。 お 大山、 ける藩閥 この会の はじめ 史観が の性格は ځ 松方、 の四 子爵黒田清 7 はまだそれ 藩閥 創設の由来 現する ほぼ推 + 土方、 24 みず ので 年 を必 五 か 月 あ 5

新史を確定 あ 危機意 たか 西康 寺公 i も明治四 識 7 お 望の の産物であ かなければならないという焦慮感をいだかしめた。 時代 |十二年十月には薩長藩閥の大黒柱であっ となっ てい た。 このような情勢の 漸次 た伊藤博文が の変化は、 これも岩倉具視の「大政紀要」の危機意識と似た、 彼等元老をして、 ハル ピン駅頭で暗殺され、 その健在 中に薩 では 長中心の 後輩 0

ように カン 王政 藩閥は明治憲法を制定し 至上主義に交代するもとしてあらわ 1 藩閥 述べ 史観 たところでは、 は王 政 復古史観と根 王政 て天皇の名を政治的に援用しそれによっ 復 古史観 本的 と藩閥 には対立するものでは れた結果、 史観を、 史学史の上でもそう位置 やや 対立、 ts するも い て政権 0 と の強化 づけするのが当然であ して 取 をは 扱 2 かった。 た。 これ この事実か は るからであるが、 藩 閥 政 らもわ から 復 か

する 政 落 に強調されている王政復古史観などがその代 政党政 中 期以 もこの た。 治 降 0 この新 国 時 体 V. 明徵史 憲制 となり、 1. 0 論 危機 開始 さら 0 意 翼 識 区 藩閥政治 とし カコ 昭 5 和 て新 時 国体明 代を迎えるとファ の展開 しく 表者で、 意義 微史観が によって一応政局 づ W 5 強 かくの如くして諸藩 n 調されたことはここに シ たのである。 ズ 4 0 は 危 安定したが、 機 が 文部省 日 の版籍奉 本を 改めて 版 襲 大正 0 0 一還が 7 を経 説明 玉 し、 あり。 体 7 わ するまで ゆ 昭 0 本義」 る 和 更に 玉 15 体 いり 廃藩置県が行 P 明 る (昭 ts と藩 徴 和十一 が、 閥 が は

王政復古史観と旧藩史観・藩閥史観(大久保

体の構想は名分論的な王政復古史観によって貫かれている。維新史料編纂会発足当時の藩長中心史観とはかなりちがっ 無視した維新史観念論が国定説として強調された。この頃に刊行された文部省維新史料編纂会の「概観維新史」 ているのではなかろうかと思われる。これは昭和フアシズムの影響と解するほかない。ここにもまた種々の問題もある それらは別の機会にゆずっておく。 大政全く朝廷に帰して王政の復古を仰ぎ、 維新史」(昭和十四一十六年刊)も、 各部分の叙述はさすがに多年の蓄積によるすぐれたものがあるが、 維新の大業は成就した」(八二頁)と、当時の一般の歴史知識をさえ

るが、 抽象的 お 問題提起の補足となれば幸である。なお明治維新史観、 るものではない。この小論は、 まなニュアンスのちがいがあるから、 残された問題が多いが、 本論文の冒頭に、堺利彦、羽仁五郎両氏の論文を引合いに借りた。 その主眼はブルヂョア革命論 問題は旧幕臣系、 王政復古史観といい、 この小論はその一端を考えてみたにすぎない。 さらに民間史学の各系統を綜合して全般的見通しのもとに考察しなければならないから、 各史観の背景や、成立の事情をより具体的に追求しようとしたもので、 史学史としてはこれを具体的に分析しなければ各史観の意味や、 プロレタリア的立場の維新史解釈の必然性の強調に止っているし、 「諸雄藩」史観、 ないしその研究史の全系統については、本論文で割愛した。 「下級武士」史観といい、 両氏の論文は問題提起として高い価値をもってい 子細にみると、そのうちにもさまざ 位置づけはでき 論旨もかなり 羽仁両氏の

門部

正して再び読者の参考とする。 紹介をくわえて新たに起稿したものである。後に掲げた図表も講演のときに聴講者の参考のために配布したもので、 述べたものを骨子とし、一般的な説明をきり捨て、本題にかかげた問題点をやや詳しくし、講演の際言及できなかった点や資料の この小論は、昨秋十一月二十二日、法政大学史学会の故藤井甚太郎先生追悼記念講演会で「明治維新史研究の諸系統」と題して (昭和三十四年三月初旬) これも若干修

63

 $\widehat{1}$ 尾池義雄の「維新前の民衆運動 「堺利彦全集」第五巻に収む。この「明治維新の新研究」には、堺論文のほかに、三浦周行「明治維新成敗の跡を顧て」、 「世界の商業主義から見た明治維新」、大庭柯公の「攘夷派成功の維新」、 維新革命の根本動因」、三宅雪嶺「明治維新の遠因」の六編をならべている。 滝本誠一「徳川政府の経済的自滅」、

- 2 羽仁五郎氏の「清算明治維新史研究」には、堺論文以後にあらわれた藤井甚太郎、井野辺茂雄、土屋喬雄、 最後に掲げられ、これでみてもせいぜい社会経済史的解釈程度で、唯物史観的解釈は最後に、一寸顔をだしているにすぎな 野呂栄太郎等の見解を批判し、 最後に服部、野呂の二人を「聖なる嬰児としての維新史研究」と評した。
- 3 明治初期の修史事業」(「史学雑誌)五〇の一一)を参照されたい。 太政官修史館史学については、新潮社の「日本文化研究」に寄稿した「日本歴史の歴史」並に拙稿「島津家編纂皇朝世鑑と 昭和初頭ではまさにそうであった。
- 4 「大政紀要」の編纂については拙稿「明治憲法の制定と国体論」(「歴史地理」八五の一) を参照された
- $\widehat{\mathbf{5}}$ 弥次郎の宮内大臣宛建議、史談会編「近世史料編纂事業附録史談会設立顚末」。(明治二六年刊、 この片言のうちにも、岩倉が王政復古をどう考え、またどんな維新史を求めていたかがわかる。(明治二十二年十二月、品川 事情ヲ詳ニセス。豈是レ修史ノ本色ト謂フ可ケンヤ。復古事業ノ記事ノ如キハ務メテ当時ノ状況顚末ヲ明瞭ニセ ザル ま維新史の話がでた。すると岩倉は修史局の「明治史要」をとりだして「是書ハ徒ラニ表面ノ事実ヲ記スルノミニテ裡ラノ 岩倉の不満について品川弥次郎の話が残っている。その要点は品川がヨーロッパから帰朝して岩倉に逢ったとき、 然ラサレバ後世ノ人ヲシテ大政復古ハ一時ノ僥倖ヲ以テ成リ偶然天上ヨリ降リ来リシ如キ妄想ヲ起サシムルニ至ラン」 一八頁)。なお前掲拙稿参照 可ラ
- 6 羽仁五郎「明治維新史解釈の変遷」――史学会編「明治維新史研究」七七五頁
- (7) 右同七八三—七八四頁
- 8 君自叙伝」とを併せるとこの会の成立事情がわかる。本論文は主としてこの両書に拠った。 これは史談会の編にかかり、同会成立の詳しい記録で(明治二十六年刊)、史料が多く引用されている。
- 9 史編述を以て一分の奉公と心得、尸位素餐の責を塞ぐへしとの意見を聞召されたる深き思召に出でたりと奉承せり。予又予 実取調べ奉呈すへきの命を奉せられ補助として三ケ年間壱千円づつを下賜せらる。同時に(島津)毛利、 らんことを切願したり。 「市来四郎君自叙伝」にその事情の説明がある。「同(二十一年)年七月十日、嘉永癸丑以来廃藩置県に至る国事鞅掌の事 の四家同一なり。是は曩に御製宸翰(孝明天皇のもので斉彬久光に賜りしもの)の天覧在らせられ、前公久光公の近世歴 (友実) 氏等に就き屢前公の意思を陳辯し其の実行を期せんことを論じ、 遂に特命の下るに至れるなり。其間に専ら吉井氏の幹旋を多しとす。此事績予の志望なしに係り宗 独り島津家に限らず普く各家主に御沙汰あ 山内、 徳川

- 徳と倶に祝盃を挙て喜を叙ぶ」とある
- 討究シ編集史料ト為スヲ目的トス」とあり、対象はもっぱら幕末期であった。 創立当時の「史談会約」の第一条には「本会ハ史談会ト称シ各家編輯員相会シ嘉永癸丑前後国事ニ関スル内外ノ実蹟ヲ談話
- $\widehat{12}$

11

「史談会設立顚末」五百

10

- 13
- 島津久光の伝記には島津家編の「島津久光公実記」がある。 二二一二八頁 十四一二二頁

大久保利通と久光との関係については勝田孫弥著の「大久保利

- 通伝」を参昭
- 市来四郎は薩藩士、文政十一年十二月鹿児島城下新屋敷で生れた。寺師正容の子で同藩士市来四郎政直の養子となり元服し 「大久保利通日記」、明治二年二月十日の条
- 影響である。西南戦争の際は西郷派にも大久保派にも同調しなかった。このときの県下の人心の徴妙なうごきも自叙伝に記 て大久保利通に建策した。それから帰国して、民間にあって開物社をおこしてもっぱら殖産興業に従事した。これは斉彬の いる。長崎出張、江戸在勤、琉球派遣など、幕末には勤王運動にも奔走した。維新後は一時上京して県地の殖産興業につ て正右衛門政和と改めた。 青年期は島津斉彬のもとで殖産興業、 軍制改革に従事した。 この顚末を自叙伝に詳しく書いて

されている。このとき西郷派に同情するものが多く、市来もそれに誘われたが

らず、各々自ら処決すべしと論ぜしに、各々も其意見に傾同して他の勧誘に応せず、又一般の風潮に迷はざりしなり。 大義の帰する処に依りて進退するに若くことなからん。特に県下には旧君久光忠義両公の在らせらるるあり、今日の場合は しても同情を表すことを得ず。且身其職分を有するにあらされば軽々しく動くべきにあらず、徐々に時事の経過を顧み名分 「予は今回の挙は、事実私学校員の唱ふが如くなりとするも、全く西郷大久保等の私怨私隙に出づるものなれば、何れに対 意島津家の下に立て進退去就を両旧君と同ふするに若かざらん。然れども目下の情況予一己の意見に強従するを望むにあ

馬倥偬の間に命を請けたり」とある。これが市来四郎の維新史調査のきっかけである。そして十一月二日には家に帰った。 機会にしばしば久光、忠義に接して時事を内申し家令内田政風らと謀議した。この際に「又斉彬公御事蹟編集の内命も此兵 このような大久保政権に対する批判的な態度が注目される。かくて彼はこの年五月は久光忠義の桜島避難に随行した。この

後の史談会の性格を考えるうえに重要な伏線となるものなのである。 兵火で家を焼かれたが、日記や編集中の「石室秘稿」は疎開したので助かった。しかし開物社は大打撃を受けその再興に努 明治十五年には文筆のほうに転じ、久光の斉彬事蹟調査に着手するに至った。このように市来四郎の命による斉彬 (幕末史調査) が西南戦争という時点に、 彼の自叙伝が語るような情勢のもとに、久光の内命から発足したことは

市来はまた明治十八年に久光の回顧談を筆記して「尊話録」を編した。

なり、また島津家編輯員として活動し、 って奔走した。市来も自叙伝に「此事茲に至りしは全く宗徳の主唱誘導に成りしなり」と書いている。長く史談会の中心と 市来四郎の実兄寺師宗道の子で、 「贈正一位島津斉彬公記」その他の著がある。 市来の斉彬の事蹟調査に助力し、史談会の創立は、 伯父に代って中心とな

明治十一年の起稿、三十年頃に脱稿したという。「市来四郎君自叙伝」と題して「史談会速記録」第

市来の自叙伝は、

18 た。それが「照国公文書」の刊行となった。(追記、最近これを大増訂した「島津斉彬文書」が吉川弘文館から出た。) 救い出したという。 したことがあった。市来はそのときたまたま現場にあってこれを遺憾とし、とっさに手ずから書類をあさって斉彬の真蹟を お自叙伝によると、 録」と題し岩波文庫の一冊として刊行された。斉彬の殖産興業のことも詳記され伝記資料として信頼されるものである。 ったのでいそぎ完稿してこの年三月提出した。これは島津家に稿本として保存さ れて い た が、 「順聖公御言行録」は明治十七年の一月のはじめから起稿し、新聞に掲げるつもりであったが、たまたま島津家の委嘱があ 明治五年、時の県令大山綱良が旧弊打破の惑説に動かされて県庁内にあった旧藩書庫の文書記録を消却 島津家の維新史料はこのようにして失われたようであるが、市来などの力でこの後ち島津家で蒐集され 昭和一九年「島津斉彬言行

- 19 「史談会設立顚末」五五百
- 21 $\widehat{20}$ 時は明治時代はまだ歴史的回顧の対象でなかったこともあらうが、ともかく各家各藩史の建前から幕末史をもっぱら調査の 対象となったのである。 「国事鞅掌」という言葉はこの一派が盛んに用いている。幕末の勤王運動を大義名分として合理化する意味から強調された 「史談会速記録」掲載の史談の内容をみると、そのほとんどが幕末関係で、明治以降のものは数えるほどしかない。
- 22 もので、そこにもやはり薩閥勢力に反発して各藩が国事のために働いたという自派の対抗意識がみられる。 「大久保利通文書」第六、引用の「岩倉公覚書」、同書四四六頁

Ŧ

- (23) 「大久保利通文書」第六、四八九—四九〇百
- 24 文部省維新史料編纂事務局 「維新史料編纂会の過去と現在」 (昭和十年刊) 二頁
- (26) 同 上 一四三頁
- 27) 「市来四郎君自叙伝」二十二年七月の条に

の必要を認むるの風潮を為し、史談の為め頗る便宜を感するに至れり、」 、特に戊辰前後の事蹟に就ては当時、反対の側に立てる諸家に就き文書を交換するの必要あるを以て種由々其事を諸家の家の調査で要するを以て当時土方宮内大臣、吉井次官に就き、尙ほ当時関聯ありたる諸家にも同一の達命あらんことを建言し り報知あり。 各藩に於て国事時運に関する文書類、当時秘密に属するものも取捨なく其儘取束差出すべしとの御沙汰ありたりと、 主方、又は家職の人に陳辯して促かす処あり。 同年七月一日、徳川家達、 遂に本月に至り此達命ありたり。近世歴史編録の事業に就て一成功なりと謂ふべし。是より各家一家の記録を編述する 。此並にたるや昨二十一年島津家始め四家へ旧藩始末取差出べしとの達命ありしに仍りては弘く各家に宜り詳密 浅野長勲、徳川義礼、 爾来宗徳は三条、 松平茂昭、松平容大、松平定教の方へ嘉永癸丑以来明治辛未に至るまで 岩倉両公事蹟取調掛員の人々と協力し、 (傍点筆者) 斡旋する処ありし

28 文部省維新史料編纂事務局「維新史料編纂会の過去と現在」参照。さらに「世外井上公伝」第五巻三二九頁以下にも、 を中心としたこの会の記事がある。

29 一侯爵井上馨は深く右の趣旨 維新史料編纂会の過去と現在」三頁にいう (維新史料の蒐集) に賛成し、 明治四十二年、七八月の交、 伊藤博文公を訪らて其の事

かった。越えて同月井上侯は明治大帝に拝謁し、 色が無い。仍て更に山県有朋公に謀った所、これまた同様であり、爾来会談両三回に及んだが、互に踟蹰して決する所が無 任する事を勤めた所、伊藤公は大いに其の挙には賛成したが、実際問題となると仲々困難な事だと云って未だ遽かに受諾の 任して尽力 すべ き 旨の有難き御謗があったが、同年同月たまたま伊藤公遭難の事があり、 維新史料蒐集も遽かに其の緒に就く事が出来なかった。」云々 具さに叙上の必要を奏聞したる所、其趣旨を御嘉納あり、 国を挙げて哀悼の念頗る切にし 卿宜しく之を担

30 彰明会結成と維新史料編篡会創設の裏面については牧野伸顕の「松濤閑談」に興味ある回顧談がのっている。

研

0

展

系

統

図